平成２７年（フ）第９８号
千葉県印西市小倉台３丁目１番地18棟204号
債務者　甲斐恵美子
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９９号
千葉県四街道市大日457番地７
債務者　鈴木　尚人
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１０６号
岡山県倉敷市浜町１丁目２番５号　浜町旭パレス201号
債務者　具志堅光男
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
高知県南国市前浜84番地１　前浜団地16号
債務者　宮本　　泉
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９７号
高知市土佐山菖蒲1519番地
債務者　猪谷　高代
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１００号
高知市大津甲1197－２　コーポ山慶205、住民票上の住所高知市十津１丁目3634番地117
債務者　樋口美智子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０１号
高知市介良乙1417番地１　マリベールアドニス201
債務者　野本　志穂
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３６号
岩手県花巻市下小舟渡326番地
債務者　島田　健男
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４０号
岩手県北上市村崎野17地割35番地85　県営蒲沢アパート４－431号、旧住所岩手県北上市飯豊６地割85番地
債務者　藤田　秀隆
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４４号
岩手県花巻市石鳥谷町関口第５地割58番地４
債務者　佐藤　昌代
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第４４２号
埼玉県蓮田市東６丁目８番６号　プルミエール302号
債務者　河野　岩夫
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１３８号
埼玉県三郷市上口１丁目65番地　ＳＫハイム201
債務者　伊藤　　恵（旧姓前田・中村）
1　決定年月日時　平成27年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
埼玉県春日部市備後東２丁目17番３号
債務者　岩永　竹法
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
埼玉県越谷市大字花田718番地44
債務者　齋藤満由美
1　決定年月日時　平成27年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
島根県安来市広瀬町下山佐108番地４
債務者　片寄　恭子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６号
香川県三豊市財田町財田上5367番地
債務者　竹林綾太郎
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２３号
福岡県行橋市大字下稗田539番地３
債務者　畠中　佳加
1　決定年月日時　平成27年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係